

協会賞専門委員会要項

平成 16 年 9 月 9 日
平成 28 年 10 月 31 日最終改正
国立大学図書館協会総務委員会

(趣 旨)

第 1 条 この要項は、委員会設置要項 3 の (2) に基づき、協会賞専門委員会 (以下、「専門委員会」という。) の任務及び組織について定める。

(任 務)

第 2 条 専門委員会は、国立大学図書館協会記念基金規程第 2 条に定める国立大学図書館協会賞 (以下、「賞」という。) の受賞者の選考を行うことを任務とする。

(組 織)

第 3 条 専門委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

(委員長)

第 4 条 委員長は、総務委員会委員長が指名する。但し賞の応募者が所属する図書館に所属する者を委員長に指名することはできない。

2. 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3. 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(委 員)

第 5 条 委員は、委員長が推薦し、総務委員会の議を経て、会員に所属する館長、部課長等の数名に、総務委員会委員長が委嘱する。但し賞の応募者が所属する図書館に所属する者を委員に委嘱することはできない。

(任 期)

第 6 条 委員長及び委員の任期は、指名又は委嘱された時から次期総会終了時までとする。

(選考結果の報告)

第 7 条 専門委員会は、選考結果を総務委員会に報告する。

(事 務)

第8条 専門委員会の事務は、委員長の所属する館が担当する。

附 則

1. この要項は、平成16年7月1日から施行する。
2. この要項は、平成18年6月29日から施行する。
3. この要項は、平成22年6月18日から施行する。
4. この要項は、平成28年10月31日から施行する。